

「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の撤回を求める意見書

政府は、「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法の改正案を国会に提出した。

「共謀罪」は、実際の犯罪行為がなくても、「相談」や「計画」をただけで処罰するという、刑法の大原則である「既逐処罰」を百八十度転換するものである。法案は、「思想及び良心の自由」を保障した憲法第19条に背く違憲立法であり認められない。

政府が「テロ対策」を口実にしながら、法案第1条の「目的」に「テロ」という文言そのものがない。すでに日本はテロ防止の13本の国際条約に基づき国内法を整備していることから、「テロ対策は国民を欺く口実に過ぎない」と言わざるを得ない。

適用対象もまったく限定されていない。処罰対象となる「準備行為」は、「組織的犯罪集団に一変」した場合などと法案にあるが、これは法文上、いくらでも拡大解釈できるものである。一般の団体などが「組織的犯罪集団」であるかどうかを判断するのは捜査機関である。共謀しているかどうかをつかむためには、多数の一般人を盗聴や監視の対称にすることとなる。これは国民の思想・信条の自由を侵すものであり許されるものではない。

「共謀罪」は、過去3回も廃案となっている。よって、政府においては組織犯罪処罰法の改正案を撤回することを求める。

以上、地方自治法、第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 月 日

茨城県議会議長 藤 島 正 孝

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長